

マイクロイメージ社製 TNT 製品に関するライセンス合意書

【参考訳】

本書は、貴殿(エンドユーザ)とマイクロイメージ社間における法的な合意書です。

同封されたキーパッケージの開封またはソフトウェア製品のインストールを行った場合、貴殿は本契約条項に同意したものとみなします。本契約条項に同意しない場合には、未開封のキーパッケージおよびソフトウェアディスク、同封されたアイテム(文書およびバインダー、その他の同封物)を発送日から30日以内に返品して下さい。その場合、全額返金いたします。

1.実施権の許諾

マイクロイメージ社は貴殿に対して、コンピュータにインストールされた防御装置(ソフトウェアライセンスキー)によって実施される使用上の制約の範囲内で、同封ソフトウェア(以下、「ソフトウェア」)の使用を認めます。(1)シングルユーザライセンスを購入した場合、同時に複数のコンピュータで本ソフトウェアを使用すること、もしくは使用を試みることを禁じます。(2)フローティングライセンスを購入した場合、ソフトウェアライセンスキーによって許可された数を超えた人数が同時に本ソフトウェアを使用することを禁じます。(3)ライセンスを購入していない(ゆえに無料の TNTlite モードでソフトウェアを使用している)場合、TNTlite 製品の設計制約を逸脱して使用することを禁じます。

2.著作権

本ソフトウェアはマイクロイメージ社が所有するものであり、アメリカ合衆国の著作権法および国際規定によって保護されています。それゆえ、他の著作権で保護されたもの(例:書籍や他の出版

物)と同様に本ソフトウェアを扱わなければなりません。ライセンスのもと、本ソフトウェアおよびドキュメントを複製または流通することを下記の条件に限り認めます。(1)内容を変更しないこと、(2)マイクロイメージ社に対して書面による謝辞を付すこと、および(3)全ての著作権情報が保持されること。

3.その他の制限

本ソフトウェアまたはキーをリバースエンジニアすること、逆コンパイルすること、または分解することを禁じます。マイクロイメージ社に事前の書面による承認を得ることなくソフトウェアを貸与、リースすることを禁じます。譲渡を受ける者が本契約条項に同意し、マイクロイメージ社に譲渡を事前通知した場合には、キーおよびソフトウェア、更新した資料、ライセンス権利全体を他者に譲渡することができます。

4.無保証

本ソフトウェアは、そのままの状態での提供を前提としており、マイクロイメージ社はその使用や性能について保証いたしません。マイクロイメージ社およびその提供者は、使用によって得られる性能や結果について保証しません。またソフトウェアやドキュメントが使用できないことに対しても保証いたしません。マイクロイメージ社は、第三者の権利を侵害していないこと、市販性、特定目的との適合性に関し、明示もしくは暗示であれ、保証いたしません。

5.警告

本ソフトウェアは、人体もしくは生命維持のために重要な要素の診断および治療を目的とした使用、もしくは、他の情報システムのうち操作の失敗によって人体に損傷を与えると推測し得るよう

なもののレベルに適した設計および試験がなされたものではありません。本ソフトウェアには欠陥および誤り、不正確さが含まれている可能性があります。本ソフトウェアを使用するにあたり、不正確な結果および誤り、異常などに直面する場合があります。貴殿はリスクを補うために記憶媒体の全バックアップを取るなどして安全上の注意を払い、人体傷害および物的損害が起り得る場所において本ソフトウェアを使用しないこととします。

6.責任制限

いかなる場合も、マイクロイメージ社は結果的もしくは偶発的、間接的、例外的、懲罰的な損害に関しては責任を負いません。これらの損害には、利益損失や機会の損失を含み、マイクロイメージ社の代理人がかかる損害に関して忠告を受けた場合においても、責任を負うことはありません。申し立てに対する唯一の救済措置として、合法的に購入したソフトウェア1点(要返却)に対して代替品1点をマイクロイメージ社より受け取ることができます。貴殿は、本救済措置が本質的な問題解決とならなくとも、上記が貴殿にとって唯一の救済措置であることに同意するものとします。

州によっては保証もしくは救済、損害に関する上記の除外事項もしくは制限事項が認められない場合があります、その場合、貴殿に上記の除外事項や制限事項が適用されないことがあります。この保証は、貴殿に特定の法的権利を認めるものです。貴殿は、州や県ごとの法律によって他の異なる権利を有することもあります。さらに詳しい保証情報については、マイクロイメージ社にお問い合わせください。

7.準拠法

本契約は、アメリカ合衆国ネブラスカ州の州法およびアメリカ合衆国の法律に準ずるものとします。

本契約は国連国際物品売買条約および他国家の法律、適用法のうち特に除外したものには準拠しません。貴殿はソフトウェアが、米国輸出管理局法令、規定、規制によって禁じられている国へ発送、譲渡、輸出されないこと、また同局によって禁じられた目的で本ソフトウェアが使用されないことに同意するものとします。前述の条項を制限することなく、本ソフトウェアはイランおよびイラク、リビア、キューバ、北朝鮮ほかアメリカ合衆国政府が禁輸措置を取っている国への輸出を禁じます。ソフトウェアを入手するには、貴殿が上記の国に属さないことを証明し、また該当国家の国民が本ソフトウェアにアクセスすることが決してないようにしなければなりません。

8.本ソフトウェアのうち MrSID 機能を内蔵している部分は、LizardTech 社のライセンスの下に提供されています。MrSID ソフトウェアは米国著作権法および国際協定条項、米国特許第 5,710,835 号によって保護されています。外国特許については保留となっています。MrSID テクノロジーの一部は、アメリカ合衆国政府によって資金を与えられ、カリフォルニア大学との契約に基づいて運営されている、ロスアラモス国立研究所 (LANL) におけるプロジェクトの中で開発されました。アメリカ合衆国政府および同大学は本テクノロジーに関して下記の権利を保有しています。(a) アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国を代表してライセンスを全世界的に実施するための非独占的、譲渡不可能、取り消し不能な一括払いライセンスを保有し、同大学が著作権を取得する発明品を有しています。また、第 35 合衆国法律集第 200~212 項および適用施行規則、米国エネルギー省 (DOE) 譲渡および確認ライセンスの下に生じる権利を有しています。なおアメリカ合衆国政府は、DOE を通じて本テクノロジーに関わる権利を同大学に譲渡しています。(b) 第 35 合衆国法律集第 203 項、DOE は LizardTech 社が MrSID テクノロジーを適切に商業化しない場合、責任ある志願者に対して米国著作権法第 5,710,835 号に準じ、いかなる分野においても非独占的、一部独占的もしくは独占的ライセンスを、その状況において合理的な条項に従って提供するよう要求する

権利を有しています。第37連邦規制基準 401.6 項、参照。(c)同大学は著作権第 5,710,835 の有効性および適用範囲に関して一切の保証および表明をしません。また、政府及び大学は MrSID ソフトウェアに関連して、ノウハウ、技術支援またはテクニカルデータを提供する義務を負いません。上記条項に関する更に詳しい情報については、LizardTech 社(821 Second Ave., Suite 1800, Seattle, WA 98104)へお問い合わせください。

9.全体の合意

貴殿は、本契約を読み、これがマイクロイメージ社と貴殿との契約に関する完全で唯一の陳述であることを理解したことを認めるものとします。なお本契約は、以前に貴殿とマイクロイメージ社間で交わされた口頭または書面による合意事項に優先するものとします。同社の役員によるサイン入りの書面によってマイクロイメージ社の承諾を明示しない限り、本契約事項を変更したものは同社に対して拘束力を持たないこととします。

2001年6月6日

(翻訳) 株式会社オープン GIS 2009年4月